

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	たけいしよういち
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組み等について		
視察年月日	令和6年7月9日		

視察内容

洲本市議会基本条例を平成22年3月に施行、遡り平成18年に洲本市議会議員政治倫理条例が制定されている。のち令和5年ハラスメント防止条例が施行され、その運用に際してはこの政治倫理条例の項目が各所で準用されている（申し立ての流れ、ハラスメント審査会の設置基準、構成人員・数等々）。

一方で本市においては議会基本条例の項目にはあるが、別立てで政治倫理条例を定めていない。今後、条例を制定するにせよ要綱に留めるにせよ、この政治倫理関連法規等の制定を経ずに一足飛びで単独のハラスメント条例を整えるのは大変な作業になるものと思う。

洲本市における議会基本条例の経緯及び検討経過については、当初から条例制定を目標にしておらず、連合町内会（旭川市でいう市民委員会）から定数削減の要望を受け、市民から議会の活動がわかるようにするにはどうすればよいのかを協議をしていくうちに、その成果を形にしようとしたことから条例制定へと繋がったという。

議会基本条例の特徴と倫理に関する規定等については、前文を置かずに、個々の条文で規定している。議員協議会及び常任委員長会の会議は公開、制定がゴールではないとし、規定内容と実施状況を検証しつつ、先進市を調査し改正し、現在に至る。倫理に関する規定については、合併前に政治倫理条例を新市に引き継ぎ（洲本市は合併町村）、現在に至る。

議会におけるハラスメント防止対策の検討の経緯については、福岡県議会での条例制定以降、全国市議会での取り組みに注視はしていたが、その当時、議会運営委員会での本格的な協議はなかった。しかし、令和4年3月以降、新しい議会が編成され、一部の議員によるパワハラとも思われる事態が発生し、令和5年3月の役員改選を経て、引き続き調査研究することが申し送りされ、9月議会での提案を予定していたが議決日が10月となり、施行後の期間が半年を切ることから6月議会での提案となった。

議会ハラスメント防止条例（または要綱）の概要及び特徴については、議員間、議員から市長等だけでなく、議員から事務局職員を対象としたことが特徴で、できるだけ政治倫理条例の規定に沿った内容とし、ハラスメント審査会の規定内容も同様とした。

各種ハラスメントに関する定義とそれぞれの根拠は、条例案について市長部局の法制担当者とも協議を重ねたが、特にハラスメントの定義については、ハラスメントを行った議員を制裁的公表の対象とすることから、その違反行為の要件が明確になるよう、慎重に規定内容を協議、確認し、案を作成した。具体的には、実例、判例の蓄積等から違反行為の要件について解釈上の疑義が生じづらい人事院規則で定められたハラスメントの定義を基礎として、パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントの定義を定めた。

ただし、人事院規則における定義は、あくまでも各省各庁に勤務する国家公務員を対象としたものであるため、市議会議員の地位、活動等の実情等を勘案して、優越的な地位や業務の範囲を画するに当たっては、市町村議会議員をも適用対象としている福岡県における議会関係ハラ

(様式)

スメントを根絶するための条例その他の先行事例におけるハラスメントの定義も参考にした。防止条例（要綱）における議長及び議員の責務については、議長が、議員の責務のほか、研修、調査、公表等を規定のとおり取り扱い、施行規程において必要な措置を規定のとおり取り扱う。議員は、ハラスメントの防止に努め、市長等の人格を尊重した活動をし、疑惑の解明に当たり、責任を明確にし、指摘や解決することに努力する。また、第9条において、プライバシー等を保護する。

ハラスメントに関する相談対応と窓口の設置状況については、特に相談や窓口の設置について規定していないが、個別の案件について慎重に取り扱うことが求められていることは明白であるとのこと。

事実確認に関する取り組みと、これまでの調査事例及びメンバー構成は、申出者により事実確認者を定め決して漏れることのないようにし、議員へ確認する際には、議員と事務局長が対応する。

審査会や調査（倫理）委員会の設置状況及び要件は、ハラスメント審査会を設置し、議会運営委員会の委員選出方法と同様に、会派所属人数に応じて6名で構成する（倫理条例の完全な準用）。ハラスメント防止対策に関する費用の計上は、前議長より研修の実施は必須との申し送りされたが、令和6年度に対策経費を計上しておらず、各会派へ支給している政務活動費の一部を負担し、講師を招聘し、準備に入ったところ、市長部局の管理職を対象に実施したコンプライアンス研修の講師が、全国市議会議長会から提供された研修の講師と同一人物であったことから4月の議員研修で実施した。

プライバシー保護の具体的な取り組み方については、被害者が特定されることのないよう議長をはじめ議員には、2次被害が発生しないように条例で規定した。また、報道機関には状況をぼやかして公表した。公表等の具体的な再発防止や抑止策等については、特に、再発防止策や抑止策を取っていないが、事案が発生し、全議員への研修を予定していたところ、全国市議会議長で動画配信された研修を本年4月の議員研修として位置付けて実施した。議会におけるハラスメント防止対策の必要性と意義について、防止対策の必要性はあると認識しているので、必要に応じて全国の事例を紹介しこれをもって注意を喚起する。

これまでの経過を踏まえた今後の検討課題等については、条例と施行規程の間に隙間があるので、その隙間をどのように詰めることができるのが検討する。選択肢は複数あり、現行の規程を運用で対応する、改正する、罰則規定を盛り込むなどの対応を今後吟味すること。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	たけいしよういち
視察地	三重県四日市市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組み等について		
視察年月日	令和6年7月10日		

視察内容

四日市市では、平成10年に議会議員政治倫理要綱が制定され、平成17年に四日市市民自治基本条例を制定、のち令和4年3月、ハラスメント防止等に関する条例が施行され、その運用に際しては前出平成10年制定の倫理要綱の項目が各所で準用されている（申し立ての流れ、ハラスメント審査会の設置基準、構成人員・数等々）。

この条例は先進事例である東京都狛江市、埼玉県川越市を調査研究したものだが、一方で本市においては議会基本条例の項目にはあるが、別立てで政治倫理条例を定めていない。

今後、条例を制定するにせよ要綱に留めるにせよ、この政治倫理関連法規等の制定を経ずに一足飛びで単独のハラスメント条例を整えるのは大変な作業になるものと思う。条例制定に当たっての目標としては、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め市民から信頼される品格ある議会の実現に資すること。制定に至る経緯は、議員政策研究会（議会改革事例研究分科会）からの提言を受け、議会改革検討会（議長諮問機関）を設置して調査研究を行い、議長に答申。各派代表者会議での確認を経て、代表者発議により上程。

他方で、四日市市議会では平成17年に政策研究会と称して、全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するため、市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置、毎年度当初に各会派等にテーマを募って調査研究を行うテーマを全体で決め、分科会を設置するなどしている。

例として令和2年度は議員政策研究会「議会改革事例研究分科会」を設置、職員に対するハラスメントを防止するため、ハラスメント行為と正当な区別する具体的な行動基準を定めるとともに、必要な事項や問題が生じた際の対応を規定した条例、要綱等の調査研究を行う会議体の設置をすべきであるとの提言をまとめた。

令和3年度は、「議会改革検討会」として、議員間・議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくく、放置される恐れがあることから、議会におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事情を定めた条例素案を策定することとした。

市議会ハラスメントの防止等に関する条例①

- ・ハラスメントの定義（第2条）
- ・パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントその他個人の人格若しくは尊厳を害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は個人の職務環境を害する行為をいう

市議会ハラスメントの防止等に関する条例②

(様式)

- ・議長の責務
- ・ハラスメントの防止及び排除
- ・問題が発生時の迅速かつ適切な措置
- ・ハラスメントの防止等に関する行動指針の策定を周知徹底
- ・必要な相談体制の整備

市議会ハラスメントの防止等に関する条例③

- ・議員の責務
- ・行動指針の遵守
- ・誠実かつ公正な職務の遂行
- ・ハラスメントの事実が疑われる際の説明責任
- ・ハラスメントに遭遇した際には、行為者にその旨を指摘

市議会ハラスメントの防止等に関する条例④

- ・その他
- ・プライバシーの保護
- ・研修等の実施
- ・継続的な検討

以上、四日市市議会は、議員全体会議を経て分科会を設置し調査研究を成して条例制定へ臨む。本市においては入り口が議会運営委員会であり、当初は？その委員が当たるそのやり方が果たして本当に有効なのかという課題はあるだろう。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	たけいしよういち
視察地	長野県長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取り組み等について		
視察年月日	令和6年7月11日		

視察内容

長野市は平成21年6月に政治倫理に関する条例を、平成21年9月に議会基本条例をそれぞれ施行。ハラスメント関連の法規制定の取り組みについては、国が令和3年6月に施行した政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律が出発点。またこの法律を受けた全国議長会からも地方公共団体は議員・立候補者等についてセクハラ・マタハラの防止を図るよう通達があり、これに当時の同市議会議長（女性）が不退転の決意で臨んだことも相まってスピード感をもって条例制定に動き出したという。

国の改正男女共同参画推進法には、男女問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であり、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進し、②国・地方公共団体の施策を強化する等の必要があることが明記され、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、そしてセクハラ・マタハラ等への対策が謳われている。長野市の条例制定過程は、国の法改正が動機となっているのが大きな特徴である。

主な中身として、国・地方公共団体の施策の強化として、①環境整備（新第8条）これは施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会に置ける妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記。②セクハラ・マタハラ等への対応 新設 新第9条 防止に資する研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとしている。また、③実態調査（新第6条）では、調査対象として、社会的障壁の状況を明記し、④人材の育成等（新第10条）では、施策の例示として、模擬議会、講演会の開催の推進を明記している。また、関係機関の明示（第2条第4項）では、政党その他の政治団体の取組のほか、衆議院・参議院・地方公共団体の議会、内閣府・総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことが明記されている。

令和5年ハラスメント防止条例が策定され、その運用に際してはこの政治倫理に関する条例の項目が各所で準用されている（申し立ての流れ、ハラスメント審査会の設置基準、構成人員・数等々）。一方で本市においては議会基本条例の項目にはあるが、別立てで政治倫理条例を定めていない。今後、条例を制定するにせよこの長野市のように要綱に留めるにせよ、この政治倫理関連法規等の制定を経ずに一足飛びで単独のハラスメント条例を整えるのは大変な作業になるものと思うし、多少の混乱も起き得ると考える。様々な政治的思惑を超えた倫理観の醸成を言葉だけでなく明文化することが先決ではないかと申し上げたい。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。